



日差しが春のおとずれを告げる頃となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

①「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」を公表（厚生労働省）

厚生労働省は、個人サンプリング法による作業環境測定の適切な実施を図るため、法令で定める事項と事業者が実施すべき事項を一体的に示す標記ガイドラインを公表した。個人サンプリング法は、作業環境測定法施行規則及び作業環境測定基準等の改正により、令和3年4月1日から導入される。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省（報道発表資料：「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」を策定しました）](#)

② 塩基性酸化マンガンと溶接ヒュームを特定化学物質として規制（厚生労働省）

厚生労働省は、化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会の報告書を公表した。報告書では、塩基性酸化マンガンと溶接ヒュームを第2類特定化学物質に位置付け、特殊健康診断の実施や作業主任者の選任などを義務付けることが必要とされた。今後、政省令等の改正作業が進められる。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省（報道発表資料：令和元年度「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」を公表します）](#)

③ 第9回食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会議事録を公開（厚生労働省）

2019年12月2日に開催された標記検討会の議事録が公開された。検討会では、容器包装のポジティブリスト制度の具体的な仕組み・運用などについて議論された。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省（食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会）](#)



海外動向▶▶▶▶▶

① SVHC 11 物質を REACH 規則附属書 XIV に追加（ECHA）

2月27日、認可対象候補物質（CLS、SVHCとも呼ばれる）11物質がREACH規則の附属書XIV（認可対象物質リスト）に追加された。これにより、認可対象物質は54物質となった。

[もっと詳しく☞](#)

[Official Journal of the European Union \(Volume 63, 7 February 2020\)](#)

② TSCA リスク評価の手数料支払い義務対象者の予備リストを公開（US EPA）

2019年12月にUS EPAが公表した高優先の20物質のTSCAリスク評価に際し、対象物質の製造・輸入者には費用の一部として手数料支払い義務が課される。これに先立ち、EPAは支払い義務がある業者の予備リストを公開し、3月27日まで内容の訂正や意見を受け付けている。公開された予備リストに含まれない場合でも、対象物質を副産物や不純物としてのみ製造・輸入する業者や対象物質を含む物品の輸入業者には支払い義務が課されるため、各業者には自社が該当するか否かの識別が求められる。

[もっと詳しく☞](#)

[regulations.gov \(List Identifying Manufacturers Subject to Fee Obligations for EPA-Initiated Risk Evaluations under TSCA Section 6\)](#)

[US EPA \(TSCA Fees for EPA-Initiated Risk Evaluations and Test Rules\)](#)

③ D4、D5 のリンスオフ化粧品での使用制限規則が発効（EU）

リンスオフ化粧品でのオクタメチルシクロテトラシロキサン（D4）及びデカメチルシクロペンタシロキサン（D5）のEUにおける使用制限規則が発効し、1月31日以降、これらの物質を0.1重量%以上含有するリンスオフ化粧品の上市が禁止された。

[もっと詳しく☞](#)

[EUR-Lex \(COMMISSION REGULATION \(EU\) 2018/35 of 10 January 2018\)](#)



特集：職業ばく露限界値 ③

今回は英国の労働安全衛生庁 (HSE; Health and safety Executive) における職業ばく露限界値 (OEL; Occupational Exposure Limit) と各国が公開している OEL の検索方法についてご紹介いたします。

【英国の労働安全衛生庁 (HSE) の OEL】

英国の HSE は、職場等労働衛生安全法のもとに設立された機関である。HSE が公開している OEL は、有害化学物質衛生管理規則 (COSHH; Control of Substances Hazardous to Health Regulations) で規制されている作業場ばく露限度 (WEL; Workplace Exposure Limits) で示される。WEL は気中の長時間 (8 時間) の時間加重平均値と短時間 (15 分) のばく露限界値であり、最大許容濃度は物質の有害性に応じて物質ごとに異なる。WEL のリストについては以下の URL から確認が可能である。(<https://www.hse.gov.uk/pubns/books/eh40.htm>)

【各国が公開している OEL の検索方法】

ドイツ法定災害保険組合に付属する労働安全・労働医学等に関する研究所であるドイツ法定災害保険研究・試験研究所 (IFA; Institute for research and testing of the German Social Accident Insurance) のデータベースである「GESTIS」では、有害化学物質に関する情報や各国が公開している OEL が検索できる。GESTIS には、EU 加盟国、オーストラリア、カナダ、イスラエル、日本、ニュージーランド、シンガポール、韓国、スイス、中華人民共和国、トルコ、米国等 32 か国から有害化学物質の情報が収集されており、現在 2,207 物質の OEL がリスト化されている。以下の URL から確認が可能である。

(<https://www.dguv.de/ifa/gestis/gestis-internationale-grenzwerte-fuer-chemische-substanzen-limit-values-for-chemical-agents/index-2.jsp>)

図. GESTIS における検索結果の抜粋 (例: ホルムアルデヒド (CAS No. 50-00-0))

Substance CAS No.	Formaldehyde 50-00-0			
	Limit value - Eight hours		Limit value - Short term	
	ppm	mg/m ³	ppm	mg/m ³
Australia	1	1.2	2	2.5
Austria	0.3	0.37	0.6 (1)	0.74 (1)
Belgium			0.3 (1)(2)	0.38 (1)(2)
Canada - Ontario			1	
			1.5 (1)	
Canada - Québec			2 (1)	3 (1)
Denmark	0.3	0.4	0.3	0.4

次号からは、ASEAN を中心とした GHS 導入状況等についてご紹介する予定です。

お知らせ

○NITE「身の回りの製品に含まれる化学物質」シリーズ改訂版が公開

製品評価技術基盤機構 (NITE) 「身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ」において本機構が作成に協力した以下の冊子のPDF版が新たに公開されました。

[1.化粧品 \(改訂第六版\)](#)

[3. 家庭用接着剤 \(改訂第六版\)](#)

[5.家庭用防除剤 \(改訂第三版\)](#)

[6. 家庭用衣料品 \(改訂版\)](#)



ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



一般財団法人

化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 石井 (聡)、田辺)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp